

定 款

2024年6月27日 改正

ステラケミファ株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ステラ ケミファ株式会社と称し、英文では STELLA CHEMIFA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) フッ化水素酸およびその塩類の製造、輸出入ならびに販売
- (2) 蛍石およびその他鉱産物の輸出入ならびに販売
- (3) 工業薬品(毒劇物を含む)、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品および食品添加物の製造、輸出入ならびに販売
- (4) アルミニウムとその他金属との合金の製造、輸出入ならびに販売
- (5) 産業廃棄物の処理に係る一切の業務
- (6) 前各号の事業に関するプラントおよび機器の設計、製作および販売ならびに技術指導
- (7) 化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導
- (8) 貨物自動車運送事業
- (9) 倉庫業および通関業
- (10) コンテナー、タンク等の運搬輸送機器の販売、レンタルならびにリース業
- (11) 生命保険の募集に関する業務
- (12) 損害保険代理業
- (13) 不動産の売買・賃貸・管理ならびに仲介業
- (14) 前各号に付随する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、4千万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

- 第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とし、監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって、当会社を代表すべき取締役若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

- 第 21 条 当会社は、取締役会を置く。
- 2 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

- 第 22 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 23 条 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役会の決議の省略)

- 第 24 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 25 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 27 条 当会社は、監査等委員会を置く。

- 2 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人)

第 30 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任および任期)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。